

(議 案 別 冊 2)

令 和 7 年 度

川 越 市 予 算 書

一 般 会 計

特 別 会 計

(令和7年2月21日提出)

目 次

* 一 般 会 計 予 算	(議案第 3 7 号)	-----	1 頁
---------------	-------------	-------	-----

〔特 別 会 計〕

* 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第 3 8 号)	-----	1 6 頁
* 後 期 高 齡 者 医 療 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第 3 9 号)	-----	1 9 頁
* 歯 科 診 療 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第 4 0 号)	-----	2 1 頁
* 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第 4 1 号)	-----	2 3 頁
* 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第 4 2 号)	-----	2 6 頁
* 川 越 駅 東 口 公 共 地 下 駐 車 場 事 業 特 別 会 計 予 算	(議案第 4 3 号)	-----	2 8 頁
* 水 道 事 業 会 計 予 算	(議案第 4 4 号)	-----	3 0 頁
* 公 共 下 水 道 事 業 会 計 予 算	(議案第 4 5 号)	-----	3 4 頁
* 農 業 集 落 排 水 事 業 会 計 予 算	(議案第 4 6 号)	-----	3 8 頁

議案第37号

令和7年度川越市一般会計予算

令和7年度川越市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ136,970,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月21日提出

川越市長 森 田 初 恵

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳 入

款	項	金 額
1 市 税		61,177,684 千円
	1 市 民 税	28,025,305
	2 固 定 資 産 税	24,009,418
	3 軽 自 動 車 税	779,585
	4 市 た ば こ 税	2,229,604
	5 入 湯 税	638
	6 事 業 所 税	1,702,735
	7 都 市 計 画 税	4,430,399
2 地 方 譲 与 税		834,319
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	197,370
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	595,013
	3 森 林 環 境 譲 与 税	41,936
3 利 子 割 交 付 金		20,000
	1 利 子 割 交 付 金	20,000
4 配 当 割 交 付 金		300,000
	1 配 当 割 交 付 金	300,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		300,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	300,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		610,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	610,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		8,600,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	8,600,000
8 ゴルフ場利用税交付金		57,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	57,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		150,114
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	150,114
10 地 方 特 例 交 付 金		424,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	413,000

款	項	金 額
	2 新型コロナウイルス 感染症対策地方税減収 補填特別交付金	11,000 千円
11 地 方 交 付 税		3,610,000
	1 地 方 交 付 税	3,610,000
12 交通安全対策特別交付金		36,207
	1 交通安全対策特別交付金	36,207
13 分 担 金 及 び 負 担 金		912,645
	1 分 担 金	49
	2 負 担 金	912,596
14 使 用 料 及 び 手 数 料		2,006,237
	1 使 用 料	1,342,118
	2 手 数 料	664,119
15 国 庫 支 出 金		25,170,335
	1 国 庫 負 担 金	22,718,547
	2 国 庫 補 助 金	2,373,458
	3 委 託 金	78,330
16 県 支 出 金		10,011,188
	1 県 負 担 金	7,076,141
	2 県 補 助 金	1,631,711
	3 委 託 金	1,303,336
17 財 産 収 入		518,445
	1 財 産 運 用 収 入	179,244
	2 財 産 売 払 収 入	339,201
18 寄 附 金		874,941
	1 寄 附 金	874,941
19 繰 入 金		4,441,008
	1 基 金 繰 入 金	4,206,214
	2 他 会 計 繰 入 金	234,794

款	項	金 額
20 繰 越 金		1,000,000 千円
	1 繰 越 金	1,000,000
21 諸 収 入		4,557,877
	1 延滞金、加算金及び過料	60,001
	2 市 預 金 利 子	6,419
	3 貸 付 金 元 利 収 入	10,229
	4 受 託 事 業 収 入	201,035
	5 雑 入	4,280,193
22 市 債		11,358,000
	1 市 債	11,358,000
歳 入 合 計		136,970,000

(2) 歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		638,453 千円
	1 議 会 費	638,453
2 総 務 費		14,195,834
	1 総 務 管 理 費	11,710,099
	2 徴 税 費	1,331,830
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	627,653
	4 選 挙 費	194,866
	5 統 計 調 査 費	238,897
	6 監 査 委 員 費	92,489
3 民 生 費		62,364,643
	1 社 会 福 祉 費	29,225,264
	2 児 童 福 祉 費	24,930,856
	3 生 活 保 護 費	8,206,241
	4 災 害 救 助 費	2,282
4 衛 生 費		14,805,925

款	項	金 額
	1 保 健 衛 生 費	5,193,301 千円
	2 清 掃 費	7,412,624
	3 下 水 道 費	2,200,000
5 勞 働 費		153,235
	1 勞 働 費	153,235
6 農 林 水 産 業 費		833,059
	1 農 業 費	833,059
7 商 工 費		880,870
	1 商 工 費	880,870
8 土 木 費		10,354,101
	1 土 木 管 理 費	694,237
	2 道 路 橋 り ょ う 費	2,802,049
	3 河 川 費	1,080,331
	4 都 市 計 画 費	5,434,022
	5 住 宅 費	343,462
9 消 防 費		5,661,043
	1 消 防 費	5,661,043
10 教 育 費		17,114,822
	1 教 育 総 務 費	4,192,646
	2 小 学 校 費	3,255,505
	3 中 学 校 費	1,611,172
	4 高 等 学 校 費	1,191,597
	5 特 別 支 援 学 校 費	11,641
	6 社 会 教 育 費	3,403,972
	7 学 校 保 健 費	3,448,289
11 災 害 復 旧 費		2,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,000
12 公 債 費		9,708,129
	1 公 債 費	9,708,129

款	項	金 額
13 諸 支 出 金		107,886 千円
	1 土 地 開 発 公 社 費	107,886
14 予 備 費		150,000
	1 予 備 費	150,000
歳 出 合 計		136,970,000

第2表 継続費

款	項	事業名	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	仮称芳野市民センター 建設事業	令和7年度	千円 697,800
			令和8年度	463,200
			計	1,161,000
3 民生費	2 児童福祉費	芳野・古谷地区 公立保育所建設事業	令和7年度	594,300
			令和8年度	295,200
			計	889,500

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
広報川越の印刷製本に要する経費（令和8年度事業分）	令和7年度から令和8年度まで	契約に基づき決定する期間中における広報川越の印刷製本に要する額
川越市土地開発公社が市の委託により行う事業にあてるため金融機関から借り入れる事業資金に対する債務保証（令和7年度に借入期限満了となる令和2年度借入分）	令和7年度から令和12年度まで	元金1,029,600千円及びこれに伴う利子との合計額
川越市総合福祉センターオゾン装置交換工事	令和8年度	15,320千円
川越市障害者等相談支援事業業務委託（令和7年度設定分）	令和7年度から令和12年度まで	292,897千円
次期川越市障害者支援計画策定業務委託	令和8年度	4,637千円
高齢者等実態調査業務及び介護保険事業計画等策定業務委託	同 上	8,074千円
川越市特別養護老人ホーム等施設整備費及び設備整備費市費補助金（特別養護老人ホーム40床増床整備分）	同 上	75,520千円
粗大ごみ戸別収集運搬業務委託	令和7年度から令和8年度まで	20,482千円
塵芥処理車（ディーゼル）購入に要する経費（令和7年度設定分）	同 上	33,000千円
ごみ処理施設で使用する薬品購入に要する経費（令和8年度事業分）	同 上	契約に基づき決定した期間中におけるごみ処理施設で使用する薬品購入に要する額
川越市小畔の里クリーンセンター回転円板装置更新工事	令和8年度	65,302千円
川越市中小企業融資による県信用保証協会が行う代位弁済に対する損失補償（令和7年度融資分）	令和7年度以降	県信用保証協会が行う保証債務額のうち川越市が負担すべき額及び利子
川越市中小企業融資に係る利子補給金（令和7年度融資分）	同 上	融資取扱金融機関との契約に基づく利子補給額
霞ヶ関駅北口駐車場管理機器等の賃借に要する経費	令和8年度から令和13年度まで	26,598千円
的場歩道橋耐震補強及び補修工事に伴うJR負担金	令和8年度	200,000千円
GIGAスクール構想支援体制整備業務委託	令和7年度から令和8年度まで	43,923千円
ネットパトロール業務委託	同 上	11,352千円

事 項	期 間	限 度 額
川越市立福原小学校エレベーター改修工事	令和7年度から 令和8年度まで	52,350千円
川越市立名細小学校エレベーター改修工事	同 上	52,350千円
川越市立福原中学校エレベーター改修工事	同 上	52,350千円
川越市立中央図書館外部等改修工事	令和8年度	126,258千円
菅間学校給食センター給食配送業務委託（令和7年度契約分）	令和7年度から 令和12年度まで	547,866千円

第4表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
本庁舎等改修事業費	千 円 14,900	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5 . 0 % 以 内	政府資金については、 その融資条件により、銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2 年以内とし、本市財政の 都合により償還期限を短 縮し、又は繰上償還若し くは低利に借換えするこ とができる。
市 民 セ ン タ ー 整 備 事 業 費	148,500	同 上	同 上	同 上
文 化 施 設 設 備 整 備 事 業 費	34,500	同 上	同 上	同 上
ス ポ ー ツ 施 設 整 備 事 業 費	278,600	同 上	同 上	同 上
仮 称 霞 ケ 関 北 市 民 セ ン タ ー 建 設 事 業 費	330,700	同 上	同 上	同 上
仮 称 芳 野 市 民 セ ン タ ー 建 設 事 業 費	547,300	同 上	同 上	同 上
総合福祉センター 施設改修事業費	9,100	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
民間社会福祉施設 整 備 事 業 費	千 円 53,900	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5 . 0 % 以 内	政府資金については、 その融資条件により、銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2 年以内とし、本市財政の 都合により償還期限を短 縮し、又は繰上償還若しくは 低利に借換えすることができる。
み よ し の 支 援 セ ン タ ー 集約化推進事業費	19,900	同 上	同 上	同 上
西 後 楽 会 館 改 修 事 業 費	4,300	同 上	同 上	同 上
児 童 遊 園 整 備 事 業 費	2,300	同 上	同 上	同 上
公 立 保 育 施 設 整 備 事 業 費	101,500	同 上	同 上	同 上
芳 野 ・ 古 谷 地 区 公 立 保 育 所 建 設 事 業 費	564,400	同 上	同 上	同 上
児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 改 修 事 業 費	8,300	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市 民 聖 苑 やすらぎのさと 設 備 整 備 事 業 費	千 円 26,700	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5 . 0 % 以 内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその 債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2 年以内とし、本市財政の 都合により償還期限を短 縮し、又は繰上償還若しくは 低利に借換えすることができる。
清 掃 運 搬 施 設 整 備 事 業 費	49,400	同 上	同 上	同 上
東 清 掃 セ ン タ ー 施 設 管 理 事 業 費	48,100	同 上	同 上	同 上
小 畔 の 里 ク リ ー ン セ ン タ ー 改 修 事 業 費	43,400	同 上	同 上	同 上
資 源 化 セ ン タ ー 施 設 管 理 事 業 費	416,400	同 上	同 上	同 上
仮 称 汚 泥 再 生 処 理 セ ン タ ー 整 備 事 業 費	409,800	同 上	同 上	同 上
土 地 改 良 事 業 費	47,500	同 上	同 上	同 上
グ リ ー ン ツ ー リ ズ ム 拠 点 施 設 事 業 費	17,200	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路環境整備事業費	千 円 7,900	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5 . 0 % 以 内	政府資金については、 その融資条件により、銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2 年以内とし、本市財政の 都合により償還期限を短 縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることが できる。
道路新設改良事業費	343,600	同 上	同 上	同 上
橋 り ょ う 新 設 改 良 事 業 費	860,500	同 上	同 上	同 上
河 川 整 備 事 業 費	867,500	同 上	同 上	同 上
南古谷駅周辺地区 整 備 事 業 費	1,164,300	同 上	同 上	同 上
川 越 駅 西 口 都 市 基 盤 整 備 事 業 費	147,300	同 上	同 上	同 上
川 越 駅 西 口 まちづくり推進室 整 備 事 業 費	2,100	同 上	同 上	同 上
新河岸駅周辺地区 整 備 事 業 費	22,000	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
街 路 事 業 費	千 円 132,100	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5 . 0 % 以 内	政府資金については、 その融資条件により、銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2 年以内とし、本市財政の 都合により償還期限を短 縮し、又は繰上償還若しくは 低利に借換えすることができる。
公 園 整 備 事 業 費	917,200	同 上	同 上	同 上
公営住宅改修事業費	65,900	同 上	同 上	同 上
防災設備改修事業費	11,500	同 上	同 上	同 上
教 育 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業 費	3,700	同 上	同 上	同 上
小 学 校 施 設 整 備 事 業 費	140,900	同 上	同 上	同 上
小 学 校 体 育 館 空 調 設 備 等 整 備 事 業 費	1,997,600	同 上	同 上	同 上
中 学 校 施 設 整 備 事 業 費	143,400	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 学 校 傾 斜 地 整 備 事 業 費	千 円 34,300	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5 . 0 % 以 内	政府資金については、 その融資条件により、銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2 年以内とし、本市財政の 都合により償還期限を短 縮し、又は繰上償還若し くは低利に借換えするこ とができる。
中 学 校 体 育 館 空 調 設 備 等 整 備 事 業 費	471,800	同 上	同 上	同 上
高 等 学 校 改 修 整 備 事 業 費	438,700	同 上	同 上	同 上
学 童 保 育 室 整 備 事 業 費	67,300	同 上	同 上	同 上
文 化 財 改 修 整 備 事 業 費	13,600	同 上	同 上	同 上
図 書 館 改 修 整 備 事 業 費	109,100	同 上	同 上	同 上
博 物 館 等 改 修 整 備 事 業 費	157,200	同 上	同 上	同 上
学校給食センター 施 設 整 備 事 業 費	61,800	同 上	同 上	同 上

議案第38号

令和7年度川越市国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度川越市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 31,837,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月21日提出

川越市長 森 田 初 恵

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳 入

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		6,709,765 千円
	1 国 民 健 康 保 険 税	6,709,765
2 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
3 県 支 出 金		21,774,840
	1 県 補 助 金	21,774,840
4 繰 入 金		2,987,439
	1 他 会 計 繰 入 金	2,987,439
5 繰 越 金		238,000
	1 繰 越 金	238,000
6 諸 収 入		127,555
	1 延滞金、加算金及び過料	75,000
	2 市 預 金 利 子	2,268
	3 貸 付 金 元 金 収 入	400
	4 雑 入	49,887
歳 入 合 計		31,837,600

(2) 歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		555,159 千円
	1 総 務 管 理 費	345,217
	2 徴 税 費	207,624
	3 運 営 協 議 会 費	901
	4 趣 旨 普 及 費	1,417
2 保 険 給 付 費		21,595,548
	1 療 養 諸 費	18,467,301
	2 高 額 療 養 費	3,017,461
	3 移 送 費	100
	4 出 産 育 児 諸 費	85,536

款	項	金 額
	5 葬 祭 諸 費	25,050 千円
	6 傷 病 手 当 諸 費	100
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		9,145,786
	1 医 療 給 付 費 分	6,162,960
	2 後期高齢者支援金等分	2,224,239
	3 介 護 納 付 金 分	758,587
4 保 健 事 業 費		450,185
	1 特定健康診査等事業費	379,407
	2 保 健 事 業 費	70,778
5 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
6 諸 支 出 金		60,921
	1 償 還 金 利 子 及 び 還 付 加 算 金	60,520
	2 延 滞 金	1
	3 貸 付 金	400
7 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		31,837,600

議案第 39 号

令和 7 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 7 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,235,200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 21 日提出

川越市長 森 田 初 恵

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		5,168,700 千円
	1 後期高齢者医療保険料	5,168,700
2 繰 入 金		1,034,571
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,034,571
3 繰 越 金		20,000
	1 繰 越 金	20,000
4 諸 収 入		11,929
	1 延滞金、加算金及び過料	501
	2 償還金及び還付加算金	11,020
	3 預 金 利 子	408
歳 入 合 計		6,235,200

(2) 歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		157,934 千円
	1 総 務 管 理 費	128,579
	2 徴 収 費	29,355
2 広域連合納付金		6,063,246
	1 広域連合納付金	6,063,246
3 諸 支 出 金		11,020
	1 償還金及び還付加算金	11,020
4 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		6,235,200

議案第40号

令和7年度川越市歯科診療事業特別会計予算

令和7年度川越市歯科診療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 88,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月21日提出

川越市長 森 田 初 恵

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳 入

款	項	金 額
1 診 療 収 入		26,302 千円
	1 外 来 収 入	26,302
2 使 用 料 及 び 手 数 料		95
	1 使 用 料	80
	2 手 数 料	15
3 繰 入 金		54,700
	1 他 会 計 繰 入 金	54,700
4 繰 越 金		7,000
	1 繰 越 金	7,000
5 諸 収 入		303
	1 市 預 金 利 子	3
	2 雑 入	300
歳 入 合 計		88,400

(2) 歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		72,608 千円
	1 施 設 管 理 費	72,608
2 医 業 費		12,791
	1 医 業 費	12,791
3 諸 支 出 金		1
	1 償 還 金	1
4 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		88,400

議案第41号

令和7年度川越市介護保険事業特別会計予算

令和7年度川越市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 30,432,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月21日提出

川越市長 森 田 初 恵

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳 入

款	項	金 額
1 保 険 料		6,840,824 千円
	1 介 護 保 険 料	6,840,824
2 国 庫 支 出 金		6,229,964
	1 国 庫 負 担 金	5,269,836
	2 国 庫 補 助 金	960,128
3 支 払 基 金 交 付 金		8,056,347
	1 支 払 基 金 交 付 金	8,056,347
4 県 支 出 金		4,274,707
	1 県 負 担 金	4,152,631
	2 県 補 助 金	122,076
5 財 産 収 入		2,650
	1 財 産 運 用 収 入	2,650
6 繰 入 金		4,940,424
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,281,424
	2 基 金 繰 入 金	659,000
7 繰 越 金		86,650
	1 繰 越 金	86,650
8 諸 収 入		1,134
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預 金 利 子	1,129
	3 雑 入	4
歳 入 合 計		30,432,700

(2) 歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		328,860 千円
	1 総 務 管 理 費	15,066
	2 徴 収 費	32,169
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	280,734

款	項	金 額
	4 趣 旨 普 及 費	891 千円
2 保 険 給 付 費		28,992,215
	1 介 護 サービス 等 諸 費	26,927,908
	2 介 護 予 防 サービス 等 諸 費	563,339
	3 そ の 他 諸 費	19,334
	4 高 額 介 護 サービス 等 費	726,470
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	94,906
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス 等 費	660,258
3 地 域 支 援 事 業 費		923,511
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	98,360
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	737,808
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	85,743
	4 そ の 他 諸 費	1,600
4 基 金 積 立 金		2,650
	1 基 金 積 立 金	2,650
5 諸 支 出 金		155,464
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	8,050
	2 繰 出 金	147,414
6 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	30,432,700

議案第 4 2 号

令和 7 年度川越市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 7 年度川越市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 159,800 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		473 千円
	1 他 会 計 繰 入 金	473
2 繰 越 金		91,069
	1 繰 越 金	91,069
3 諸 収 入		68,258
	1 市 預 金 利 子	9
	2 貸 付 金 元 利 収 入	68,142
	3 雑 入	107
歳 入 合 計		159,800

(2) 歳 出

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 費		159,800 千円
	1 総 務 費	159,800
歳 出 合 計		159,800

議案第43号

令和7年度川越市川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計予算

令和7年度川越市川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ126,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月21日提出

川越市長 森 田 初 恵

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳 入

款	項	金 額
1 使 用 料		110,099 千円
	1 使 用 料	110,099
2 繰 越 金		15,000
	1 繰 越 金	15,000
3 諸 収 入		901
	1 市 預 金 利 子	9
	2 雑 入	892
歳 入 合 計		126,000

(2) 歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		123,858 千円
	1 事 業 費	123,858
2 公 債 費		1,142
	1 公 債 費	1,142
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		126,000

議案第44号

令和7年度川越市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数(月平均) | 169,900戸 |
| (2) 年間総配水量 | 38,544,000m ³ |
| (3) 一日平均配水量 | 105,600m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

配水管新設、改良等 事業費 3,408,932千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	6,838,363千円
第1項 営業収益	6,411,482千円
第2項 営業外収益	426,866千円
第3項 特別利益	15千円

支 出

第1款 水道事業費用	6,575,124千円
第1項 営業費用	6,488,309千円
第2項 営業外費用	76,507千円
第3項 特別損失	5,308千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,361,258千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額209,414千円、減債積立金300,000千円、建設改良積立金100,000

千円及び過年度分損益勘定留保資金 751,844 千円で補填するものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入	2,626,028 千円
第1項 企業債	2,000,000 千円
第2項 他会計負担金	30,626 千円
第3項 工事負担金	508,451 千円
第4項 水道施設加入金	86,950 千円
第5項 固定資産売却代金	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,987,286 千円
第1項 建設改良費	3,453,972 千円
第2項 企業債償還金	528,314 千円
第3項 予備費	5,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
1 資本的	1 建設	仙波町三丁目添架管	90,332	令和7年度	36,100
支出	改良費	改良事業		令和8年度	54,232

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
日中・夜間緊急出動業務委託（単価契約）	令和7年度から 令和8年度まで	契約に基づき決定した 契約期間中における 委託業務の執行に要する額

水道管保守業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	契約に基づき決定した契約期間中における委託業務の執行に要する額
漏水対応等業務委託（単価契約）	令和7年度から 令和8年度まで	契約に基づき決定した契約期間中における委託業務の執行に要する額

（企業債）

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
水 道 建 設 改良事業費	千円 2, 000, 000	普通貸借	年5. 0% 以内	政府資金又は地方公共団体 金融機構については、その融 資条件による。銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財政その他の 都合により繰上償還又は低利 に借換えることができる。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用と営業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 682,553千円

(2) 交 際 費 43千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、46,396千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
車両及び運搬具	給水車	1台

令和7年2月21日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第45号

令和7年度川越市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 水洗便所設置戸数 | 150,500戸 |
| (2) 年間処理水量 | 46,500,000m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 127,397m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

公共下水道施設整備	事業費	1,080,174千円
-----------	-----	-------------

公共下水道施設改良	事業費	1,284,481千円
-----------	-----	-------------

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	6,448,373千円
第1項 営業収益	4,751,069千円
第2項 営業外収益	1,678,935千円
第3項 特別利益	18,369千円

支 出

第1款 下水道事業費用	6,654,239千円
第1項 営業費用	6,416,494千円
第2項 営業外費用	210,355千円
第3項 特別損失	22,390千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額2,668,782千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調

整額 53,140 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 156,509 千円、減債積立金 300,000 千円、建設改良積立金 100,000 千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,059,133 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	977,431 千円
第1項 企業債	800,000 千円
第2項 国庫補助金	33,500 千円
第3項 工事負担金	738 千円
第4項 受益者負担金	48,600 千円
第5項 分担金	23,250 千円
第6項 他会計負担金	61,015 千円
第7項 他会計補助金	10,327 千円
第8項 固定資産売却代金	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,646,213 千円
第1項 建設改良費	2,760,758 千円
第2項 企業債償還金	880,455 千円
第3項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川越市水洗便所改造資金融資あつせん 条例による損失補償（令和7年度融資分）	令和7年度以降	回収されない元本及び納付すべき利子の合計額
下水道使用料改定業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	22,220 千円

下水道１００周年記念誌作成業務委託	令和７年度から 令和８年度まで	１，９８０千円
-------------------	--------------------	---------

(企業債)

第６条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
下水道建設 改良事業費	千円 ８００，０００	普通貸借	年５．０％ 以内	政府資金又は地方公共団体 金融機構については、その融 資条件による。銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財政その他の 都合により繰上償還又は低利 に借換えることができる。

(一時借入金)

第７条 一時借入金の限度額は、７００，０００千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第８条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(１) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第９条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(１) 職員給与費 ６２０，７０５千円

(２) 交 際 費 ４３千円

(他会計からの補助金)

第１０条 下水道事業費用及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受け

る金額は、４０，３１０千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第１１条 たな卸資産の購入限度額は、２５，６８１千円と定める。

令和７年２月２１日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第46号

令和7年度川越市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 水洗便所設置戸数 | 700戸 |
| (2) 年間処理水量 | 207,622m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 569m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

農業集落排水施設改良	事業費	33,840千円
------------	-----	----------

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|----------------|-----------|
| 第1款 農業集落排水事業収益 | 262,973千円 |
| 第1項 営業収益 | 24,436千円 |
| 第2項 営業外収益 | 238,535千円 |
| 第3項 特別利益 | 2千円 |

支 出

- | | |
|----------------|-----------|
| 第1款 農業集落排水事業費用 | 263,609千円 |
| 第1項 営業費用 | 241,358千円 |
| 第2項 営業外費用 | 13,519千円 |
| 第3項 特別損失 | 6,732千円 |
| 第4項 予備費 | 2,000千円 |

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額21,418千円は、引継金で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	74,988千円
第1項 企業債	33,800千円
第2項 分担金	381千円
第3項 他会計負担金	3,636千円
第4項 他会計補助金	37,171千円

支 出

第1款 資本的支出	96,406千円
第1項 建設改良費	33,840千円
第2項 企業債償還金	60,566千円
第3項 予備費	2,000千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ4,088千円及び36,520千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
農業集落排水建設改良事業費	千円 33,800	普通貸借	年5.0% 以内	政府資金又は地方公共団体 金融機構については、その融 資条件による。銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財政その他の 都合により繰上償還又は低利 に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用と特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 52,596千円

(2) 交 際 費 43千円

(他会計からの補助金)

第9条 農業集落排水事業費用及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、172,585千円である。

令和7年2月21日提出

川越市長 森 田 初 恵